

## 学 会 記 事

### 【2020 年度事業報告】

#### <理事会>

##### ○第 164 回理事会（メール会議）

2020 年 6 月 7 日（日）～6 月 14 日（日）

- 1) 3 名の入会、3 名の退会を承認。
- 2) 国際文献社との業務委託契約を承認。
- 3) 新型コロナウイルスの感染拡大のために通常総会が開催できなくなったため、その代替措置として議題等資料を学会ホームページに掲載して会員に周知するとともに、一定の確認期間を設けつつ会員の承認を得ることを承認。

##### ○第 165 回理事会（Zoom 会議）

2020 年 7 月 5 日（日）13:00～16:00

- 1) 1 名の入会、4 名の退会を承認。
- 2) 2021 年（第 42 回）定期大会について、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中で、オンライン開催やハイブリッド開催などの可能性について話し合われた。
- 3) 『ラテンアメリカ研究年報』の今後の編集体制の改善策について、審議の結果、諸点の事柄を承認。
- 4) 2020 年 7 月 5 日時点において 2020 年度の会費請求が見合わせになっている問題について、会計担当理事の態勢が整い次第、直ちに会費請求手続に入することを承認。

##### ○第 166 回議事録（Zoom 会議）

2020 年 10 月 18 日（日）13:00～16:00

- 1) 2 名の入会、1 名のシニア会員への資格変更、6 名の退会を承認。
- 2) 第 42 回定期大会（於：横浜国立大

学）に関連して。(1) オンライン開催とし、2021 年 6 月 5-6 日に開催すること、(2) 非会員のパネル報告・一般参加費については今大会では徴収しないこと、(3) ペーパーの事前提出は必要であること（正し形式は問わず）、(4) 定期大会用ポータル作成ならびに維持にかかる費用については大会開催費用ではなく学会運営費から支出すること、(5) Zoom のブレイクアウトセッション機能を用いた懇親会を開催すること、(6) 基調講演とシンポジウムの内容は『年報』42 号へ投稿すること、以上の 6 点が承認された。

- 3) 第 25 期日本学会連合会員の任命に対する JCASA の抗議声明に学会として名を連ねることを承認。また学会として別途、声明を出すことも承認。
- 4) 理事選挙に関わる規則等について、各地域ブロックから最低 1 名の理事を確保するのは次期理事長・理事選考委員会が理事を補充する際に行うこととし、これにしたがって施行細則の規定も改定することにすることを承認。

##### ○第 167 回議事録（Zoom 会議）

2021 年 1 月 24 日（日）13:00～16:00

- 1) 5 名の入会、1 名の退会を承認。
- 2) 第 42 回定期大会（於：横浜国立大学）に関連して。(1) 初めてのオンライン開催に向けて横浜国立大学で 2021 年 3 月 19 日にリハーサルを実施すること、リハーサルにおいてバグが出た場合、他大学や業者をホスト分校に指定する可能性があること、ハブ、有線 LAN ケーブル、ウェブカメラなどの機材を購入し、大会終了後はそれらの機材を次年度の開催校に引き継ぐ

ことが提案され、いずれも承認された。(2) 総会に関しては、Zoomのミーティング機能で行うこと、Googleフォームによる総会案内と委任状の管理は大会実行委員会ではなく理事長と事務局が行うことが決定された。また、総会運営は大会実行委員会ではなく、学会事務局が担うことについて確認された。

- 3) 現行の入会申請手続きが紙媒体の入会申込書提出を求めていることにつき、これを簡素化するかどうかの問題提起があった。審議の結果、入会申請はオンラインのみで可能にすること、入会申請の際には推薦者となる会員の氏名のみを挙げてもらい、事務局からその会員に推薦の意思確認を行うこと、この措置はコロナ禍による一時的なものではなく恒久的なものであることが承認された。
- 4) 会計担当理事より、アルバイトを使用した際の勤務表について従来は印鑑を求めているが、今後はサインでもよいことにしたい旨提案があり、これが承認された。

### <第41回定期大会>

2020年5月30、31日

於：立命館大学

新型コロナウイルスの感染拡大のため中止

○総会

新型コロナウイルスの感染拡大のため通常総会は中止となり、学会ホームページに総会議案を掲載し、会則第20条(総会の決議事項)にしたがいが、会員各位に審議を依頼し、承認された。

議案1. 2019年度事業報告

議案2. 2019年度会計決算(案)および監査報告

議案3. 次期(2020-2021年)理事候補について

議案4. 次期(2020-2021年)理事長候補および増員理事候補について

議案5. 次期(2020-2021年)監事候補について

議案6. 2020年度事業計画(案)

議案7. 2020年度予算(案)

### <地域研究部会>

「東日本地域研究部会」

○2020年12月12日(土)13:30~17:00

Zoomによるオンライン開催

パネル:

「“性的マイノリティ”の権利保障に関する6か国の現状」

パネリスト:

畑恵子(早稲田大学招聘研究員)「研究の目的/まとめ」

磯田沙織(神田外語大学)「ペルー」

近田亮平(アジア経済研究所)「ブラジル」

松久玲子(同志社大学社外研究員)「ニカラグア」

尾尻希和(東京女子大学)「コスタリカ」

上村淳志(高崎経済大学非常勤講師)「メキシコ」

渡部奈々(獨協大学非常勤講師)「アルゼンチン」

討論者:

浅倉寛子(Centro de Investigaciones y Estudios Superiores en Antropología Social)

個人発表

1. 舩方周一郎(東京外国語大学)「2020年ブラジル地方選挙・速報一コロナ禍

の現状と課題」

討論者：岸川毅（上智大学）

2. 新谷和輝（東京外国語大学大学院博士後期課程）「チリにおける『サード・シネマ』の展開」

討論者：鈴木茂（名古屋外国語大学）

○2021年4月17日（土）13:30～18:40

Zoomによるオンライン開催  
個人発表

1. Ruben E. Rodriguez Samudio（北海道大学）「パナマにおける新型コロナウイルスの経済的影響」
2. 西藤憲佑（東京大学大学院）「2000年代ラテンアメリカの左派政権と財政支出政策：コーノ・スール諸国の比較歴史分析」

討論者：山崎圭一（横浜国立大学）

ドキュメンタリー映画上映会

3. 「Te saludan los Cabitos」(Luis Cintura 監督 2015年 65分)  
解説：細谷広美（成蹊大学）
4. 「Nada queda sino nuestra ternura」(Sebastien Jallade 監督 2017年 69分)  
解説：細谷広美（成蹊大学）

「中部日本地域研究部会」

○2020年12月20日（日）14:00～17:00

Zoomによるオンライン開催  
個人発表

1. 杉山知子（愛知学院大学）「冷戦期のチリにおけるクーデタの背景：Tanya HarmerによるBeatriz Allendeからの考察」  
討論者：田中高（中部大学）
2. 牛田千鶴（南山大学）「バラグアイにおける国家戦略としての基礎教育改革」

討論者：磯田沙織（神田外語大学）

○2021年4月24日（土）14:00～17:00

Zoomによるオンライン開催  
個人発表

1. 上原なつき（名桜大学）「存在論的転回によるオープンエンドな議論は分析に何をもたらすのか？～ア・ラ・カデナの研究をてがかりに概念の多義性を考える～」

討論者：細谷広美（成蹊大学）

2. 伊藤伸幸（名古屋大学）「エルサルバドル西部出土の石彫の生と死の表象」  
討論者：芝田幸一郎（法政大学）

「西日本地域研究部会」

○2020年12月19日（土）14:00～17:00

Zoomによるオンライン開催  
個人発表

1. 遠藤健太（フェリス女学院大学）「2020年コロナ禍中に迎えたメキシコの国勢調査」  
討論者：中沢知史（南山大学）
2. 神崎隼人（大阪大学大学院）「ペルー領アマゾンニアにおける開発と先住民の抵抗—ポリティカル・オントロジーの視点から—」

討論者：岡田勇（名古屋大学）

○2021年5月8日（土）14:00～17:00

Zoomによるオンライン開催  
個人発表

1. 今井達也（東京大学大学院）「ハイチのヴォドゥ（18、19世紀を中心に）」  
討論者：狐崎知己（専修大学）
2. 澤邊優子（学校法人NIPPON ACADEMY）「『社会変革の手段』としてのノンフォーマル教育活動に関する考察」  
討論者：田村梨花（上智大学）

### <役員一覧表>

#### 理事長

受田宏之（東京大学）

#### 理 事

新木秀和（神奈川大学）

学術会議・国際交流担当

石田智恵（早稲田大学）

ウェブサイト・ニュース配信担当

牛田千鶴（南山大学）

中部日本研究部会担当

大串和雄（東京大学）

会報編集担当

大越翼（京都外国語大学）

大会企画担当

岸川毅（上智大学）

東日本研究部会担当

狐崎知己（専修大学）

東日本研究部会担当

小林貴徳（専修大学）

大会企画担当

近田亮平（アジア経済研究所）

会計担当

柴田修子（同志社大学）

大会担当

鈴木紀（国立民族学博物館）

西日本研究部会担当

禪野美帆（関西学院大学）

西日本研究部会担当

武田和久（明治大学）

事務局担当

藤掛洋子（横浜国立大学）

大会担当

伏見岳志（慶應義塾大学）

会報編集担当

舩方周一郎（東京外国語大学）

年報編集担当

柳原孝敦（東京大学）

年報編集担当

渡部森哉（南山大学）

中部日本研究部会担当

#### 監 事

奥田若菜（神田外語大学）

菊池啓一（アジア経済研究所）

#### 第 42 回大会実行委員会

大越翼（京都外国語大学）

大会企画担当理事

大橋怜史（横浜国立大学）

会場校大会実行委員

河内久実子（横浜国立大学）

会場校大会実行委員

小林貴徳（専修大学）

大会企画担当理事

千葉文（横浜国立大学）

会場校大会実行委員

橋口奈奈穂（横浜国立大学）

会場校大会実行委員

藤掛洋子（横浜国立大学）

大会担当理事、大会実行委員長

松田デボラ（東京大学）

会場校大会実行委員

山崎圭一（横浜国立大学）

会場校大会実行委員

（以上 50 音順）

## 会 則・規 則

### 日本ラテンアメリカ学会会則

#### 第 1 章 総 則

##### 第 1 条 (名称)

本会は、日本ラテンアメリカ学会 (英語名 Japan Association for Latin American Studies, 西語名 Asociación Japonesa de Estudios Latinoamericanos, 葡語名 Associação Japonesa de Estudos Latinoamericanos) と称する。

##### 第 2 条 (目的)

本会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の自然・人文・社会についての学術研究および調査の推進をはかり、日本におけるラテンアメリカ研究の発展に寄与することを目的とする。

##### 第 3 条 (事業)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) ラテンアメリカおよびその関連地域の研究および調査。
- (二) 研究発表のための会合の開催。
- (三) 研究機関誌およびその他の刊行物の発行。
- (四) 内外の関係研究機関との学術交流。
- (五) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業。

##### 第 4 条 (事務局)

本会は、事務局を理事会の提案に基づき総会の定める大学又はそ

の他の研究機関に置く。その設置期間は継続して 4 年を限度とする。但し、再設置を妨げない。

##### 第 5 条 (委員会・部会)

本会は、その事業を遂行するために必要がある場合は、委員会・部会を置くことができる。

#### 第 2 章 会 員

##### 第 6 条 (種別)

(2012 年 6 月、2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

本会の会員は、次の通りとする。

- (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。
- (二) (削除)
- (三) 賛助会員 本会の目的および事業に賛同する法人・団体または個人で、理事会が入会を承認した者。
- (四) シニア会員 年齢 65 歳以上、かつ本学会の在籍年数が 20 年を超える会員で、理事会が承認した者。

##### 第 7 条 (入会・種別変更)

(2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

1. 正会員として入会を希望する者は、正会員 1 名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。
2. 賛助会員の入会手続きおよびシニア会員への種別変更手続きについては理事会が別に定める。

## 第8条（機関誌の配布等）

会員は、本会の事業に参加し、機関誌など学会刊行物の配布を受ける。

## 第9条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

## 第9条の2（休会）

（2014年6月の総会にて追加）

学籍を有する正会員が研究・教育上の必要により海外に滞在する場合は、理事会に休会を申請することができる。理事会によって休会が認められた会員は、会費の納入が免除されると同時に、学会の刊行物への投稿を例外として、会員としての権利を停止される。

## 第10条（退会）

会員で退会を希望する者は書面により、理由を付して本会に提出しなければならない。

## 第11条（除名）

理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。

## 第12条（役員）

（1994年6月、2007年6月、2015年5月の総会にて一部改訂）

本会は、次の役員を置く。

- (一) 理事長1名
- (二) 理事20名以内
- (三) 監事2名

## 第13条（役員の選出）

（1999年6月、2001年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂）

1. 理事長は、別に定める理事長・理事選出規則にしたがって、会員の投票で選出された次期理事の互選で選出する。
2. 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって会員のなかから次期理事長・理事選考委員会が選出する。
3. 監事は、前年度1月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。
4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

## 第14条（役員の任期）

（1994年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂）

役員の任期は2年とする。

## 第15条（役員の職務）

（2007年6月の総会にて一部改訂）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務

を執行する。

3. 理事長に故障がある場合、役員歴の最も長く、次いで年齢の高い理事が理事長の職務を代行する。
4. 理事会は、委員会および部会を設置する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第16条 (役員交代等)

(2000年6月、2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 役員交代は、改選後最初の総会の終了時とする。
2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、必要と認めた場合は理事長・理事選出規則にしたがってこれを補充する。
3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。
4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 選挙管理委員会および理事会によって補充された役員は、総会の承認を経ずしてその職務に就くことができる。ただし、任期終了までに総会が開催される場合には、残存する任期について総会の承認を得なければならない。

#### 第17条 (顧問)

(2007年6月の総会にて一部改訂)

削除

### 第3章 会議

#### 第18条 (役員招集等)

1. 理事会は年2回以上、総会は年1回以上、理事長がこれを招集する。
2. 理事の3分の1以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

#### 第19条 (総会招集)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 通常総会は、年1回、理事長がこれを招集する。
2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。
  - (一) 理事長が必要と認めた場合。
  - (二) 正会員およびシニア会員の5分の1以上から議題を示して請求があった場合。
3. 総会の議長は会員の互選による。

#### 第19条の2 (総会の議決権)

(2015年5月の総会にて追加)

総会の議決権は、正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。

#### 第20条 (総会の議決事項)

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一) 事業計画および収支予算。
- (二) 事業報告および収支決算。
- (三) 監事の監査。
- (四) その他、理事会が必要と認め

た事項。

#### 第21条（定足数）

（2015年5月の総会にて一部改訂）

1. 理事会は、理事の2分の1以上、総会は正会員およびシニア会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第26条に定めるほかは、議決権を有する出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

#### 第22条（議事録）

すべての会議は、議事録を作成し、理事長がこれを保管する。総会および理事会の議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

#### 第4章 資産および会計

#### 第23条（資産）

本会の運営ならびに事業は、次の資産によって行うものとする。

- (一) 会費。
- (二) 事業に伴う収入。
- (三) その他の収入。

#### 第24条（事業および会計）

理事会は、前年度の事業報告とともに収支決算を作成し、総会の承認を求めるものとする。但し、

収支決算については、監事の監査を受けなければならない。

#### 第25条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### 第5章 会則の変更

#### 第26条（会則の変更）

1. この会則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。
2. 会則の変更議決を予定する理事会および総会の招集通知にはその旨が記載されなければならない。

#### 付 則

1. 本学会の会費は、下記の通りに定める。

（2000年6月、2012年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）  
正会員 年額7千円（但し、正会員が学籍を有する場合には年額5千円とする）

賛助会員 年額1口3万円とし、1口以上。

シニア会員 年額3千円

2. 会費の改訂は、理事会の提案に基づき総会が定める。
3. 運営委員は、理事長が正会員の中から任命する。運営委員は、理事会を補佐する。



## 日本ラテンアメリカ学会

### 理事長・理事選出規則

(2015年5月の総会にて名称を変更)

#### 第1条 (目的)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、理事長および理事の選出について規定するものである。

#### 第1条の2 (理事の選出方法)

(2015年5月の総会にて追加)

理事のうち15名は理事選挙により、その他の理事は次期理事長・理事選考委員会により選出する。

#### 第2条 (選挙管理委員会)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 選挙管理委員会は、理事選挙の事務を管理・運営し、当選者を確定する。
2. 委員会は、理事長から委嘱された正会員5名以上、7名以下をもって構成する。

#### 第3条 (選挙権および被選挙権)

(1999年6月、2007年6月、2014年6月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。
2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし連続2期理事を経験し

た者は、次の2期理事選挙の被選挙権が停止される。また休会中の正会員は被選挙権を有しない。

#### 第4条 (選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. (削除)
2. 投票の秘密は保証されなければならない。
3. 選挙権を有する会員は、6名以下の被選挙権者に票を投じることができる。

4. 次の各号の場合、投票は無効とする。

- (一) 投票の秘密を妨げる行為があった場合。
- (二) 6名を超える被選挙者に票を投じた場合。

その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。

5. 得票数に基づいて15名の理事と次点候補者を選出する。得票数が同じであるときには、入会日付、次いで年齢によって順位を決める。

6. (削除)

7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。

#### 第4条の2（次期理事長・理事選考委員会）

（2015年5月、2016年6月の総会にて追加）

1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。
2. 理事長は理事選挙の当選者確定後、すみやかに次期理事長・理事選考委員会を招集しなければならない。
3. 理事長は、次期理事長・理事選考委員会の議長を務める。議長は議決に参加することができない。ただし理事長が理事選挙の当選者である場合にはこの限りではない。
4. 次期理事長・理事選考委員会は、互選によって次期理事長を選出する。
5. 次期理事長・理事選考委員会は、正会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする。理事選挙による当選者の中に東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理

事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。

#### 第4条の3（理事の補充）

（2015年5月の総会にて追加）

1. 理事選挙で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、選挙管理委員会が次点候補者を繰り上げて当選させるものとする。
2. 次期理事長・理事選考委員会で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、理事会が正会員の中から補充の理事を選出する。

#### 第5条（施行規則）

（2001年6月の総会にて一部改訂）

理事の選挙についての細則は、選挙管理委員会が定める。

#### 第6条（規則の変更）

（2001年6月の総会にて一部改訂）

本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の決議によらなければ、変更することができない。

## 日本ラテンアメリカ学会

### 倫理綱領

(2018年6月2日制定)

(趣旨)

日本ラテンアメリカ学会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の研究、調査、教育、国際交流、および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則として、ここに「日本ラテンアメリカ学会倫理綱領」を定める。会員は本綱領を尊重し、遵守するものとする。

第1条 (公正と信頼の確保)

会員は、自らの活動にあたって、公正と信頼の確保に努めなければならない。

第2条 (法令の遵守)

会員は、自らの活動にあたって、法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

第3条 (プライバシーの保護と人権の尊重、説明責任)

会員は、自らの活動にあたって、プライバシーを保護し、また人権を尊重しなければならない。とくにフィールドにおける調査やアンケート調査などを行うにあたっては、調査対象となる人々や諸団

体に対して十分な説明責任を果たすとともに、けっしてプライバシーや人権を侵害してはならない。

第4条 (研究倫理の遵守)

会員は、剽窃や盗用、著作権の侵害、データの捏造や改竄など、研究倫理に反する行為をしてはならない。

第5条 (研究資金の適正な使用)

会員は、研究資金を適正に使用しなければならない。

第6条 (研究成果の社会的還元)

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表と社会的還元を努めなければならない。

第7条 (差別の禁止)

会員は、思想信条、性別、年齢、出自や民族的背景、心身の状態、家族状況などによる差別を行ってはならない。

第8条 (ハラスメントの禁止)

会員は、ハラスメントにあたるあらゆる行為をしてはならない。

第9条 (綱領の制定と改正)

本綱領の制定や改正は、総会における承認によって行う。